

令和8年第6回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和8年3月26日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和8年3月26日（木）午前11時25分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎
委員 加藤 良太郎
委員 松本 理寿輝

委員 平岩 国泰
委員 田丸 尚稔

（事務局職員）

教育委員会事務局次長
教育政策課長
未来の学校担当課長
未来の学校担当課長
学務課長
教育指導課長
教育センター所長
地域学校支援課長

篠原 保男
齋藤 貢司
堀江 崇
岡部 尚徒
横手 麻理
安部 忍
間嶋 健
山上 ますみ

（書記） 島田 直子 福德 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

- 議案第 16 号 渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正
- 議案第 17 号 渋谷区教育センター処務規程の一部改正
- 議案第 18 号 渋谷区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 19 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 20 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 21 号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 22 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 23 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 24 号 幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則
- 議案第 25 号 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正
- 議案第 26 号 渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 27 号 渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 28 号 渋谷区新しい学校づくり整備方針の一部改定について
- 議案第 29 号 渋谷区立中学校の特色決定について
- 議案第 30 号 渋谷区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 議案第 31 号 渋谷区特別支援教育推進計画（第三次）について

議案第 3 2 号 教育委員会幹部職員の任命について

議案第 3 3 号 小中学校教育管理職の人事異動について

議案第 3 4 号 幼稚園副園長の任命について

議事運営等

- 令和8年第6回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に平岩委員を指名
- 大日方委員が欠席

■ 教育長報告要旨

- まず、区立幼稚園・小学校・中学校の卒業・修了式についてである。3月18日には幼稚園修了式、19日には中学校卒業式、25日には小学校卒業式が行われ、中学校卒業式には教育委員に御参列いただいた。式は厳粛な雰囲気で行われ、子供たちは緊張しながらも立派に卒業・卒園証書を受け取っていた。次に、3月23日にけやき教室お別れの会が開催された。最後に、建て替えの関係で、3月6日に広尾小学校学校運営協議会・西原地区町会連合会を対象に、それぞれ説明会を実施した。

◆ 議案第16号

渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正

◆ 議案第17号

渋谷区教育センター処務規程の一部改正

一◇ 説明要旨

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

- まず、議案第16号「渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正」について説明する。本議案は職員の旅費に関する条例の一部改正等に伴い、規程の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。規程の改正内容について、議案に記載の表を御覧いただきたい。右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となる。第7条第5号「近接地外旅行」を「宿泊を要する内国旅行」に、第6号「近接地内旅行」を「宿泊を要さない内国旅行」に改正する。職員の旅費に関する条例では「近接地内」「近接地外」が定義されていたが、条例の改正により、これらの定義がなくなったため改正する。また、次ページ、第8条第2号、第3号、第9条第1号についても同様となる。また、第9条第1号については、文言整理も併せて行っている。附則の部分だが、この訓令は、令和8年4月1日から施行をお願いしたい。次に、議案第17号「渋谷区教育センター処務規程の一部改正」について説明する。本議案を提出する理由は議案第16号と同様である。規程の改正内容について、第5条第1号「近接地内旅行」を「宿泊を要さない内国旅行」に改正、その他文言整理である。附則の部分だが、この訓令は、令和8年4月1日から施行をお願いしたい。

一◇ 質疑応答

(平岩委員)

○改正前の「近接地内」「近接地外」の定義はどのようなものか。

(教育政策課長)

○「近接地内」は日帰り旅行を想定した区域で、「近接地外」は都内では檜原村、奥多摩町及び島しょ部で宿泊費及び日当の支給対象としていた区域である。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第 18 号

渋谷区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第 18 号「渋谷区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法の改正により、学校に置くことのできる職として新たに主務教諭の職が設けられたことに伴い、規定の整備を行うため、この案を提出するものである。この度の規則改正では、法改正により新たに主務教諭の職を設けることとなったが、東京都教育委員会は、現行の職である主任教諭をこれに位置付けることとし、職名については引き続き主任教諭とするものとして、東京都立学校の管理運営に関する規則の規定整備を行うものである。一方で、幼稚園教育職員については、特別区において、主任教諭の位置付けを現行どおり特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職とするため、渋谷区立学校の管理運営に関する規則について所要の改正を行おうとするものである。規則の改正内容について説明する。初めに、第 6 条の 4 の主任教諭等についてである。第 1 項では、学校に主務教諭を置くことができる旨を定める。第 2 項では、主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う旨を定める。第 3 項では、主務教諭の職名は、現行の主任教諭とする旨を定める。第 4 項では、小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる旨を定める。第 5 項では、第 4 項に規定する主務教諭の職名は、現行の主任養護教諭とする旨を定める。第 6 項では、小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を

行う主務教諭を置くことができる旨を定める。第7項では、第6項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする旨を定める。次に、第23条の2の主任教諭及び主任養護教諭についてである。幼稚園における主任教諭の位置付けについては、現行どおり、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職とするため、第1項及び第2項で規定する。次に、第25条の準用規定についてである。第23条の2の新設により、第2章小学校及び中学校の主任教諭の規定を準用する第6条の4の記載を削除する。

—◇質疑応答 —————

(教育長)

○幼稚園に主務教諭は設置されないのか。

(教育指導課長)

○特別区人事委員会に問い合わせたところ、幼稚園については検討中とのことで、今回の改正は行わない。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第19号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の改正に伴い改正した内容について、文言修正を行うため、この案を提出するものである。この度の規則改正は、今年度、育児・介護休業法の改正等に伴う仕事と介護・育児の両立支援制度に関する規則改正を行った際、職員の申告に基づく4週以内の変形労働時間制に係る勤務時間の割り振りについて規定したが、区職員とは異なり、幼稚園教育職員を4週以内の変形労働時間制の対象とする規定がないことが判明したため、当該規定の修正改正を行おうとするものである。では、規則の改正内容について説明する。議案に記載の表を御覧いただきたい。まず、第30条の4の配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等についてである。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の4第1項で定める介護両立支援制度

等の規定において、職員の申告に基づく勤務時間の割りに係る文言を削除する。次に、第30条の8の妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等についてである。同条例第18条の6第1項第1号で定める出産時両立支援制度等の規定において、職員の申告に基づく勤務時間の割りに係る文言を削除する。次に、第30条の13についてである。条例第18条の6第2項第1号で定める育児期両立支援制度等の規定において、職員の申告に基づく勤務時間の割りに係る文言を削除する。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第20号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

--◇説明要旨 -----
(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第20号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は令和7年度の税制改正による特定親族特別控除の創設と、令和8年度に子供・子育て支援金の徴収が開始されることにより、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容は、別記第1号様式の「職員別給与簿」に、「特定親族特別控除額」「子ども・子育て」の二つの項目を追記するものである。施行日は、令和8年4月1日である。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第21号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

--◇説明要旨 -----
(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第21号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を

改正する規則」について説明する。本議案は令和８年区議会第１回定例会で議決された幼稚園教育職員の給与に関する条例第２３条の管理職員特別勤務手当の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容は、第２条第２項において、管理職員特別勤務手当額に１００分の１５０を乗ずる対象となる勤務を定めるほか、週休日等以外の日と週休日等をまたぐ勤務を行った場合の取扱いについて定めるため、第３条第２項を削除し、第４条を新設するものである。合わせて、条の繰下げや文言整理を行う。施行日は、令和８年４月１日である。

—◇質疑応答 —————
○なし。

—◇議事結果 —————
○原案どおり可決。

◆議案第２２号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第２３号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————
(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○まず、議案第２２号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は学校教育法の改正に伴う渋谷区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。本区では、渋谷区立学校の管理運営に関する規則において、幼稚園の主任教諭について規定しているが、小中学校の主任教諭の規定を準用している。幼稚園の主任教諭の位置付けについては現行どおりとなっているが、小中学校の主任教諭と幼稚園の主任教諭でずれが生じるため、準用部分の規定について改正を行う。具体的には、準用する記載を削除し、幼稚園の主任教諭について新たに規定する。改正内容は、別表第２において、「渋谷区立学校の管理運営に関する規則第２５条の規定により準用する同規則第６条の４第１項又は第２項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」の記載を、「職員のうちその属する職務の級が２級である者」に改正を行うものである。施行日は、令和８年４月１日である。次に、議案第２３号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案を提出する理由は議案第２２号と同様である。改正内容は、別表第３において、議案第２２号と同様に文言の改正を行うものである。施行日は、令和８年４月１

日である。

—◇質疑応答 —————

(教育長)

○各規則の別表に「主任教諭」と規定しなかった理由はあるか。

(教育指導課長)

○特別区人事委員会において検討中であるため、一旦の対応としてこのような改正を行っている。今後、検討結果によっては、再度改正する可能性がある。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第24号

幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第24号「幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」について説明する。
本議案は令和8年区議会第1回定例会で議決された「幼稚園教育職員の給与に関する条例」第15条の通勤手当の規定の改正に伴い、規則を制定する必要があるため、この案を提出するものである。これまで通勤手当については、人事委員会規則への委任により運用していたが、各区の状況や他団体の取扱いを踏まえ、今後は各区において規則を制定することとなった。このため、通勤手当に関する規則を新たに制定するものである。本規則は、通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものである。施行日は、令和8年4月1日である。

—◇質疑応答 —————

(平岩委員)

○各区で制定する上で、渋谷区独自の規定はあるか。

(教育指導課長)

○特別区の準則に基づき規定しているので、渋谷区独自の規定はない。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第25号

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第25号「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」について説明する。本議案は生理休暇の取得への心理的抵抗感の緩和と制度の利便性向上を目的に、「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に変更するとともに、時間単位での取得を可能とするため、東京都において「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等を改正することを受け、出勤記録及び出勤簿における表示について規程の一部を改正するため、この案を提出するものである。規程の改正内容について説明する。改正は、別表のみとなる。まず、事由欄24の項についてである。区職員を対象とする、区長部局所管の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」においては名称変更を行わないことを受け、現行の「生理休暇」は廃止せず、幼稚園教育職員のみを対象とする旨を定める。次に、事由欄25の項についてである。小中学校で勤務する県費負担教職員を対象とする「健康管理休暇」の項目を新設し、当該休暇を1日単位又は時間単位で取得した際の出勤記録又は出勤簿の表示を定める。次に、事由欄の現行25の項から53までの項を1項ずつ繰り下げる改正を行う。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第26号

渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき地域学校支援課長が説明)

○議案第26号「渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、渋谷区立学校温水プールの個人使用料の免除の手続等に係る規定を新設するため、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。議案に記載の表を御覧いただきたい。表の右側が改正前、左側が改正後の内容である。まず、第7条についてである。個人使用の手続として、プール使用券の交付・引換えに際し、必要に応じてプール使用に係る事由を確認できる書類の提出又は提示を求めることを新たに規定したことを受け、第3項を新設した。それにより、改正前の第3項から第5項までについて、項の繰下げを行った。次に、第9条についてである。個人使

用料の免除手続として、障害者手帳等の提示による免除登録証の交付や、自動券売機でのプール使用券の発行、不正使用の禁止等について新たに規定したことを受け、第２項から第７項までを新設した。次に、別記第４号様式の３についてである。ただいま説明した第９条の規定に基づき、「個人使用料免除登録証」の様式を新設した。別紙のとおり、表面には名称を、裏面には使用上の注意事項、登録者氏名等を記載する形式としている。最後に施行日であるが、令和８年４月１日である。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第２７号

渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

--◇説明要旨 -----
(※別紙資料に基づき地域学校支援課長が説明)

○議案第２７号「渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、全校での開始時間統一に伴い、学校休業日の月曜日から金曜日までの放課後クラブ運営時間を午前８時からとするため、また、朝の見守り事業の開始に伴い、土曜日の放課後クラブの運営時間を午前８時３０分から午後６時までに変更するため、規則の一部を改正するものである。議案に記載の表を御覧いただきたい。表の右側が改正前、左側が改正後の内容である。第７条の表において、Ｂ会員の「学校休業日の月曜日から金曜日まで」の開始時間を、「各学校の開門時間」から「午前８時」に変更した。次に、土曜日の開始時間を、午前９時から午前８時３０分に変更した。施行日は、令和８年４月１日である。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第２８号

渋谷区新しい学校づくり整備方針の一部改定について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

○議案第28号「渋谷区新しい学校づくり整備方針の一部改定について」説明する。本議案は3月5日の教育委員会で御協議頂いた「ロードマップ改定」の内容が含まれる「渋谷区新しい学校づくり整備方針」を別紙のとおり一部改定するため、この案を提出するものである。2ページ目、別紙を御覧いただきたい。こちらは整備方針の2ページ目である。各学校の建て替え期間が延伸することに伴い、ロードマップの全体工期が20年間から30年間に変更となった。これに伴い、説明文下段の赤字にある「およそ30年間」に変更している。次に、3ページを御覧いただきたい。先程と同様に、赤字の「およそ30年間」の記載が変更点となっている。続いて4ページは前回説明したロードマップである。赤字で右上に記載のある改定年表示を「令和8年4月改定」に変更している。また、凡例の赤字部分について、ロードマップの改定に合わせた記述として変更している。このほかは、前回説明した内容から変更はない。6ページには、ただいま説明した内容についての新旧対照表を、7ページから9ページまでには、改定前・改定後のロードマップなどを参考として示している。改定ロードマップは、公表準備が整い次第、ホームページなどを利用して、広く周知する予定である。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第29号

渋谷区立中学校の特色決定について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第29号「渋谷区立中学校の特色決定について」説明する。本議案は渋谷区立中学校の特色を決定するため、この案を提出するものである。初めに、これまでの検討経過について説明する。まず、区立中学校特色推進会議を設置し、現状の課題や新たな特色の方向性、各校の検討状況について協議を行ってきた。合わせて、各中学校においては、校長、教職員、生徒会、地域・保護者の皆様などによるワーキンググループを設け、生徒アンケートや地域との意見交換を通じて、それぞれの学校の実情や強みを踏まえた検討を行ってきた。続いて、特色見直しの基本的な考え方についてである。探究学習、ICT教育、英語教

育、地域と連携した部活動改革といった本区の強みについては、全校共通で重点的に取り組み、さらに発展させていくこととしている。その上で、OECD Learning Compass 2030や、中央教育審議会の答申、次期学習指導要領の検討状況などを踏まえつつ、渋谷区教育大綱が掲げる「創造性」「探究心」「多様性の尊重」「社会とつながる学び」を総合的に育むことを目指している。その結果、「主体的に未来をつくる力」を育成するため、4つのテーマを特色の柱として設定する方向とした。具体的には、一つ目が「アントレプレナーシップ」である。社会や身近な課題に気づき、自ら考え、挑戦しながら新たな価値を生み出そうとする姿勢を育てるものである。二つ目が「サイエンス・テクノロジー」で、論理的・科学的な思考力を基盤に、AIなどの先端技術を活用し、価値創造や社会変革につなげる力を養う。三つ目が「グローバルコミュニケーション」で、多様な価値観を持つ他者と対話し、国際社会や多文化共生社会で主体的に行動できる力の育成を目指す。四つ目が「アート・デザイン」で、表現や創造活動を通じて、思いや考えを形にし、新しいものを生み出す思考力を育てるものである。次に、各中学校の特色の方向性についてである。令和8年2月に開催した特色推進会議において、全8校の方向性を確認した。広尾中学校は「アントレプレナーシップ」、鉢山中学校は「サイエンス・テクノロジー」、上原中学校は「アート・デザイン」、代々木中学校は「サイエンス・テクノロジー」、原宿外苑中学校は「アントレプレナーシップ」、笹塚中学校は「グローバルコミュニケーション」、松濤中学校は「グローバルコミュニケーション」、渋谷本町学園中学校は「アート・デザイン」を柱とする方向となった。最後に、今後のスケジュールについてである。令和8年4月以降、各校において、特色に基づいたカリキュラムの再編を進めていく。教務主任や探究コーディネーター教員、有識者などによる推進体制のもと、特色に基づいた教育ビジョンや5年間のロードマップを含む事業計画、3年間を見通した学習計画などを策定していく予定である。その上で、令和9年度からは、新たな特色に基づくカリキュラムの全面実施を開始していく。

—◇質疑応答 —————

(松本委員)

○議案資料には学校名と特色だけが並んでいる。各特色の定義や、これまでの経緯についても記載したほうがよいのではないか。

(教育長)

○それらについては、参考資料である第5回特色推進会議の資料に記載しているため、議案資料には記載しない形としている。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第３０号

渋谷区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第３０号「渋谷区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」説明する。令和７年６月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正」において、教育職員(以下「教員」という。)の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るため、服務監督権者である教育委員会が、所管する学校の教員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、公表することが新たに法的義務として位置付けられたことを踏まえたものである。計画の内容は、令和８年２月１０日の総合教育会議において協議を行ったものである。前回御指摘いただいた事項については修正しているが、内容に変更はない。

—◇質疑応答 —————

(田丸委員)

○どのように公表されるか。認識のずれが生じないように、先生方に自分事として捉えてもらうだけでなく、区民にも広く知っていただきたい。

(教育指導課長)

○区ウェブサイトにて公表予定である。

(教育委員会事務局次長)

○教育委員会は計画の策定と公表、また取組の実行についても公表が義務付けられている。区ウェブサイト以外にも区民の皆様に知っていただくために、公表方法を検討する。

(加藤委員)

○取組について、拡充や新規と強調するのは、どのような意義があるのか。

(教育指導課長)

○すでに行っている取組と区別して記載している。

(教育長)

○令和８年度における新規・拡充を表している。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第３１号

渋谷区特別支援教育推進計画（第三次）について

—◇説明要旨 —————

（※別紙資料に基づき教育センター所長が説明）

○議案第３１号「渋谷区特別支援教育推進計画（第三次）について」説明する。

特別支援教育推進計画は、改正学校教育法及び平成１９年４月１日付文部科学省通知「特別支援教育の推進について」をはじめとする国の方針・答申を踏まえ、特別支援教育を計画的・継続的に推進するために、各教育委員会が策定しているものである。本区においては、今回の計画が第三次計画となる。今回の策定に当たっては、学識経験者・医師・学校の意見を取り入れて３回の検討委員会を経て策定している。初めに、前回の協議で御指摘いただいた事項について、概要版を用いて修正した箇所を説明した後、本文を用いて全体について追記分も含めて説明する。概要版を御覧いただきたい。２ページの「令和８年度渋谷区教育委員会学校運営にかかる重点的な取組」については、本計画の中心となる重点取組０３のみを記載していたが、０１から０５までを全て記載することで、本計画との関連を明確に示した。３ページについては、重点事項の変更はないが、施策の方向性の関連が分かりにくいとの御指摘を受け、次の４ページの表記を変更した。それぞれの重点事項が、どの個別施策に含まれるかが分かるように修正している。その他の御指摘事項については素案の中に反映しているため、計画の本文を用いて説明する。まず、計画策定の背景についてである。第二次計画の策定以降、国においては、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒への支援の充実をはじめ、校内支援体制の強化や、特別支援学校のセンター的機能の活用などが示されてきた。また、教育振興基本計画では、通級による指導を受ける児童・生徒数の増加や、特別支援教育を経験した教員の割合の向上などが指標として掲げられている。東京都においても、「東京都教育ビジョン（第５次）」において、教育のインクルージョンの推進が基本方針として示され、通常の学級から特別支援学校まで、連続性のある多様な学びの場の充実が求められている。さらに、東京都特別支援教育推進計画（第二期・第三次実施計画）においては、全ての学びの場における特別支援教育の更なる充実と、専門性の高い教員の確保・育成が示されている。こうした国・都の動向を踏まえ、本区においても、渋谷区教育大綱「つくろう。ちがいを生かしあえる、未来の学校」の理念の下、「すべての子どもが自分の力を信じ、安心して

て学び、成長できる教育の実現」を目指して、本計画を策定するものである。先日の協議を踏まえ、特別支援教育の指導・助言について、指導主事の配置を追記した。本計画は、渋谷区総合計画の補助計画として位置付けられ、区の教育施策や東京都の計画との整合性を図りながら、特別支援教育の具体的な取組を示すものとなっている。渋谷区では、通常の学級において特別な支援を必要とする児童・生徒が年々増加する中、校内委員会の機能強化や巡回相談チームによる行動観察・発達検査を通して、一人一人の実態把握と校内支援体制の整備を進めてきた。特別支援教室や通級指導学級の活用も定着し、専門的支援の幅が広がってきている。一方で、支援員・介助員の確保や学校間での支援体制の差、特別支援教室利用者の増加への対応など、人的体制や支援体制の安定化に向けた課題が明らかになっている。次に、令和7年度に新たに設置された自閉症・情緒障害特別支援学級について記載している。前回の協議において、第三次計画に新たに追記した重点事項3「互いの良さや違いを認め合い、誰もが安心して学べる環境づくり」について、第二次計画から引き続き重要な課題であることを示した方がよいとの意見をいただいた。御指摘のとおり、第二次計画では、保護者向けの特別支援教育に関する理解・啓発の取組は位置付けられていたものの、学校内における理解・啓発の取組については明確に示されていなかった。しかしながら、障害の有無にかかわらず、全ての児童・生徒がそれぞれの持てる能力を十分に発揮できる環境を整備することは、今後も引き続き重要であるため、成果と課題の欄に、取組の重要性と今後も引き続き推進していくことを追記した。令和5年度から7年度までの特別支援教育推進計画では、こうした現状を踏まえ、学校支援体制の強化と就学前からの切れ目のない支援を重点に取り組んできた。特別支援教育コーディネーターの複数配置や巡回相談体制の充実により、校内支援が組織的に機能し始めるとともに、子育てネウボラを中心とした関係機関との連携も進んでいる。また、ICTの活用、WISC-V等の発達検査、巡回心理士や東大先端研による多面的アセスメントが充実し、児童・生徒一人一人に応じた支援の質が向上している。さらに、就学相談体制の見直しや自閉症・情緒障害特別支援学級の開設など、多様な学びの場の整備も進んだ。一方で、学校生活支援シートの活用促進や個別指導計画の質的向上、教育的ニーズに基づいた教員の専門性の更なる向上、関係機関連携の一層の強化など計画期間を通して新たに浮き彫りとなった課題もある。教員の資質・専門性向上の取組を記載しており、OJTの観点による特別支援教育コーディネーターの複数配置について追記した。次に、第三次計画の基本的な考え方についてである。第三次計画では、第二次計画の成果と課題を踏まえ、今後3年間に重点的に取り組む事項を整理している。具体的には、個別指導計画の充実と評価、学習のつまずきの早期発見・早期支援、副籍・交流及び共同学習の推進、全ての教員の特別支援教育に関する資質・専門性の向上、誰もが

安心して学べる環境づくりへの理解の促進、学校建て替えを踏まえた教育環境の整備、教育相談・就学相談体制の充実などを重点事項として位置づけている。これらを具体化するため、第三次計画では三つの方向性を柱としている。一つ目は、特別支援教育の推進体制の充実である。学校における支援体制の強化や外部人材の活用、アセスメントの充実を進めていく。二つ目は、連続性のある多様な学びの場の充実である。特別支援学級の適正な配置や、交流及び共同学習を計画的に実施することで、子供たち一人一人に合った学びの場を整えていく。三つ目は、個に応じた指導の充実である。ICTの活用や個別最適化された学びの推進、理解教育の実施を通して、誰もが安心して学べる学校づくりを進めていく。また、令和5年3月以降の区の動向として、教育大綱の改定や、特別支援教育担当所管の組織改正、特別支援学級の新設などがあった。これらの変化も踏まえ、第三次計画では、5歳児健診の実施に伴う相談体制の強化や、学校・教員間での取組の差の解消といった課題にも対応していく。続いて、第三次計画における重点項目と、それに基づく主な施策（重点・新規）について説明する。第三次計画では、第二次計画で明らかになった成果と課題を踏まえ、特に重要性の高い8つの重点事項を設定し、それぞれを具体的な施策として位置づけている。それでは重点項目ごとに説明する。重点項目については、具体的な取組の中に重点の番号を追記することで整理した。まず、通常の学級における特別支援教育の充実である。外部人材活用委託の見直しを御覧いただきたい。通常の学級に在籍する、学習面や生活面で支援を必要とする児童・生徒が増加する中、支援員・介助員の果たす役割はますます重要となっている。第三次計画では、外部人材活用委託事業の効果検証を行いながら、①支援員・介助員の配置基準の見直し②これまで単独だった事業者を複数にすることで安定した人材確保の実現③学校の実情に応じた柔軟な配置を進め、通常の学級における支援の質と量の両面の充実を図っていく。次に、学習のつまずきの早期発見・早期支援である。通常の学級に在籍し、知的発達に遅れはないものの、読み書き等に困難を抱える児童が一定数いることが国の調査等からも明らかになっている。このため第三次計画では、区内小学校1年生全員を対象に、多層指導モデルMIMを新たに導入する。MIMを定期的実施することで、読みのつまずきを早期に把握し、指導前後の変化を可視化することで、必要に応じた指導や支援につなげるといった、科学的根拠に基づく支援体制を構築していく。三つ目は、互いの良さや違いを認め合い、誰もが安心して学べる環境づくりである。特別支援教育は、一部の子供だけの取組ではなく、全ての子供にとって学びやすい学校づくりにつながるものである。第三次計画では、理解教育を小・中学校の教育課程に位置づけ、全校で実施することで、多様性を尊重する態度の育成、困ったときに助け合える学校文化の醸成、安心して挑戦できる学習環境の形成を進めていく。次に、教育相談・就学相談の充実である。令和

8年度から実施される5歳児健診により、就学前から発達特性や気になる行動を把握する機会が増えることが想定される。これに対応するため、子供発達相談センターと連携し、教育センターも相談体制の強化、就園・就学相談の円滑な運営、保護者が安心して相談できる環境づくりを進め、就学前から就学後まで切れ目のない支援につなげていく。次に、副籍制度や交流及び共同学習の推進である。特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が、地域とのつながりを保ちながら学ぶことは、インクルーシブ教育の理念を具体化する上で重要である。第三次計画では、副籍制度による直接交流の推進、指導計画に基づいた交流及び共同学習の実施、特別支援学校のセンター的機能の活用により、児童・生徒が安心して参加できる交流の質を高めていく。次に36ページを御覧いただきたい。今後予定されている学校施設の更新や建て替えは、特別支援教育の充実を図る上で重要な機会であると捉えている。第三次計画では、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、できる限り共に学び、共に生活できる教育環境の整備を基本としつつ、特別支援学級の適正な配置について慎重に検討していく。具体的には、児童・生徒数の推移や障害特性の多様化、通学のしやすさ、地域バランスなどを総合的に考慮しながら、知的障害特別支援学級の配置の在り方を検討していく。あわせて、近年ニーズが高まっている自閉症・情緒障害特別支援学級については、小学校における増設の検討を進めるとともに、現在小学校に在籍している児童の進学後の学びの継続性を見据え、中学校における新規設置の必要性についても慎重に検討していく。また、施設整備に当たっては、通常の学級と特別支援学級との日常的な交流がしやすい教室配置、個別学習や少人数指導に柔軟に対応できる学習空間、児童・生徒が安心して過ごせる生活動線や環境調整などを意識し、学びの連続性と多様な学び方を支える教育環境の実現を目指す。これらの検討に当たっては、教育的観点だけでなく、保護者の意向、専門家の意見、これまでの就学・転学相談の状況なども踏まえながら、拙速な判断とならないよう、段階的かつ丁寧に進めていく。次に38ページでは先日の協議で御指摘のあった「探究的な学び」について多様な教育ニーズに応じたきめ細やかな指導の充実に関連して追記している。39ページからは個別指導計画の充実と評価について記載している。最後に、教員の資質・専門性の向上である。教員の育成は国・都ともに重視しており、本区としても最優先に位置付けていく必要がある。特別支援教育は、一部の担当者だけでなく、全教員が基本的な理解と実践力を持つことが不可欠である。第三次計画では、職層や経験年数に応じた研修の充実、特別支援教育コーディネーター研修の強化、大学・専門機関との連携による実践的研修を通して、学校全体の支援力の底上げを図っていく。

(教育長)

○まず、概要版において、重点項目と施策との関連性を分かりやすくするため、施策の項目ごとに、どの重点事項に該当するのか記載いただくように変更いただきたい。３ページと４ページの重点事項の表現方法が少し違うようなので、修正する必要がある。次に、素案においては、３０ページ・３１ページの「理解教育」という言葉は、マジョリティがマイノリティを理解するという構図を想起させる。実際はそれぞれが理解する必要があるため、本文においても、「理解教育」という文言でなく、「互いの良さや違いを認め合い、誰もが安心して活躍できる環境づくりへの理解を育む教育」と変更いただきたい。また、特別支援教育コーディネーターにおいては、若手教員を含む多くの教員が知識を深めることが好ましいため、その旨を「施策２ 教員の資質・専門性向上」の部分に記載いただきたい。

(田丸委員)

○素案において、施策の具体的な取組について、重点事項との対応関係が分かるよう記載いただいているが、一部において記載位置や表記が異なる箇所が見受けられるため、記載方法の統一をいただきたい。

――◇議事結果 -----

○原案を一部修正して可決。

◆議案第３２号

教育委員会幹部職員の任命について

――◇説明要旨 -----

非公開

◆議案第３３号

小中学校教育管理職の人事異動について

――◇説明要旨 -----

非公開

◆議案第３４号

幼稚園副園長の任命について

――◇説明要旨 -----

非公開

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 平 岩 国 泰